

鹿屋市認知症初期集中支援推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市認知症初期集中支援推進事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「実施し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする」を「実施することを目的とし、その実施については、介護保険法、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及びこの要綱の定めるところによる」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「事業」を「事項」に改める。

第6条第1項中「鹿屋市地域包括支援センター」を「高齢福祉課又は第2条の規定により事業の委託を受けた者と市が協議して決めた場所」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。